

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会 第5回

議事要旨

日時：令和6年11月22日（金） 13：30～14：55

場所：きんざいセミナーハウス

議題：中間案に対するヒアリング

①公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長・増田悦子氏

②一般社団法人新経済連盟政策部副部長・伊藤洋氏

③一般社団法人スタートアップエコシステム協会代表理事・藤本あゆみ氏

（冒頭、座長から、ヒアリング対象者に対する謝意が述べられた。）

【①公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長・増田悦子氏】

- ・ 「スタートアップ支援・企業活動の活性化」と「消費者被害・会社に対する信用低下の防止」の両方のバランスが取れた方向を目指すことが相当。
- ・ 過去から現在に至るまで、法人格を悪用した詐欺事案が少なくない。一般消費者、特に高齢者や若者は、「株式会社ブランド」を用いた勧誘・説明を信用しやすい傾向にある。株式会社を悪用した詐欺事案の場合、手口も巧妙であるために、高齢者等が詐欺を見抜くことは非常に困難。また、詐欺事案の場合は、被害に遭った後、会社と連絡すらつかないために被害回復ができず、仮に会社と連絡がついた場合でも、個人が交渉するには限界がある。
- ・ 法務省の有識者検討会でも、警察庁から、定款認証の手続が必要ない合同会社の方が、株式会社よりも短期間で悪用される傾向があると紹介された。定款認証の有無がその理由であるかについて、警察庁がそこまで判断したわけではないが、容易に推測できると考える。
- ・ 最近はインターネット上の取引が増加し、デジタル技術を悪用した消費者トラブルが増加するとともに、巧妙な詐欺会社・ダミー会社も増加傾向にある。消費者被害の防止の観点重視して、会社設立や定款認証の在り方を議論していただきたい。
- ・ モデル定款の導入自体は起業を促進するものとして賛成。他方で、モデル定款を作成するシステム等の利用が広がることで、会社の仕組みや会社が社会に与える影響等を十分に理解せずに、安易に発起人となるケースが増えることを懸念。いい加減な会社が増えた場合、実態や責任を伴わない会社と取引をする一般消費者が被害者となる可能性が高まり、安心・安全な消費者取引の環境が保てなくなる。なお、消費者被害を起こすような悪質な会社は、比較的設

立されてから間もないものが多い実感がある。

- 設立した会社の問題があった場合には、発起人側も損害や社会的非難等を受ける可能性があり、特に若年者、初めて起業する者にとって、その後の人生に大きな影響が出る。そのため、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合であっても、過度な負担軽減は避けるべきであり、公証人が定款の適法性を担保する審査を行うことは不可欠。定款には、商号や事業目的といった自由記載となる項目があり、現時点のデジタル技術をもってしても、自由記載の項目について、公証人の「人によるチェック」を不要とする段階にまでは至っていない。
- モデル定款を作成するシステム等を導入する際には、発起人が、定款についての必要最低限の知識や情報を得ることができるようになる効果も付加されるべき。消費生活相談の場面では、事業者であっても、会社法や役員の責任等について十分な知識がない者も相当数おり、対応の杜撰さに驚いたことが何度もある。そのため、モデル定款を作成するシステム等の中で、デジタル技術の特性を生かして、利用者向けの十分な説明や注意・警告を盛り込むべき。今回の中間案では、そのような注意・警告の情報提供に関する言及がなく残念。
- 会社の事業目的、出資金額等の根幹部分は、自動入力やチェック式などの簡易な方法ではなく、自由記述式にして発起人に自覚を持って記載させることが必要。
- モデル定款を作成するシステム等を構築するに当たっては、国・法務省がしっかりと関与すべきと考えるため、中間案にあるようなモデル定款を作成するシステム等の位置付けには賛成。
- 消費者詐欺など、違法・不当な目的による会社設立を防止するため、中立な専門家である公証人の「人によるチェック」で、ゲートキーパーとして違法な会社設立の防波堤となる仕組みが引き続き必要。
- 電子署名で確認することができるのは本人確認の部分のみ。そのため、中間案にあるように、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクがあるかどうかを、公証人が直接判断することが不可欠。現時点のデジタル技術をもってしても、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるかどうかについては、個別事案ごとに発起人とのやりとりによって確認を行う必要があり、公証人の「人によるチェック」を不要とする段階にまでは至っていない。
- 今春には、マネー・ロンダリング目的で約500のペーパーカンパニーが設立され、約4,000の法人口座が用いられたという事件が報道されていたが、名義貸しを行う違法な協力者には、会社設立や口座開設のマニュアルまで用意されたと聞く。こうした手口の巧妙化の中、公証人によるチェックよりもさ

らに有効な手段が十分に用意されない限り、公証人の審査を外すということはおおよそ考えられない。こうした悪質なものが一定数存在する以上、それを防止する措置が必要なのは当然。

- 新たな仕組みを導入するとしても、現行の対面確認と同様の機能が果たせることが重要。中間案の観点②は、完全なリアルタイムではない点で、現行制度から抑止機能が低下する可能性があるため、観点②の具体的な質問の内容は、全公証人の経験、知識を結集して作成する必要がある。また、発起人が定款についての必要最低限の知識を得る効果も期待するので、観点②の設問数は5問では少なすぎ、10問程度は必要。加えて、観点①の審査が実効性のあるものとなるように、定款の記載情報のデータベース化が重要。
- 面前確認手続を実効性のあるものとするため、代理人による面前確認は制限的に運用して、発起人本人による面前確認を基本とすべきであり、中間案の方向性に賛成。今回の見直しで起業家の負担も軽減されるため、面前確認やそれに代わる新たな仕組みは、発起人本人が行うことを大原則とすべきであり、その例外は、事情をよく知る専門資格者のみに限るのが適当。
- 日本の株式会社制度や設立手続について、海外と比較して手続が重いと批判する声もあるが、一概に海外と比較した評価で判断することは適切ではなく、日本国民の株式会社への信頼は、日本の風土・文化に基づくもの。そうした日本の信頼できる株式会社制度を守ることは重要であり、その観点から、公証人や専門資格者にしっかり役割を果たしてもらうことが大事。
- 会社とは「公器」であり、特に信頼されている株式会社を立ち上げる責任、営む責任というものがしっかりと意識される社会であるべき。

【②一般社団法人新経済連盟政策部副部長・伊藤洋氏】

- 法人設立手続では、民間事業者のサービスを駆使して、デジタル完結、ワンストップ化をしていくという視点が不可欠。元々、電子署名を付した電子定款については、そもそも公証人の認証を不要とすべきだと意見を述べてきた。
- 平成30年5月に法人設立オンライン・ワンストップ化検討会の中で取りまとめられた「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」では、モデル定款、発起人の本人確認及び発起人の真意の確認について方向性が打ち出されており、発起人の真意の確認においては、定款を認証する設立前の時点で、設立後に定款の記載内容どおりに実施することの担保が困難であること等から、これを理由に面前における確認を必須とする合理性は認められないという結論が出ている。改めて今日この場でもその議論が繰り返されていることに停滞感を感じる。
- モデル定款の導入は賛成。その対象についても、当面は中間案に記載の方針

で異存はないが、これは飽くまで、まずはスモールスタートにするという趣旨であると思うので、この形で始めて実現の道筋を付けて、その後に対象を拡大していくという方向で検討を進めるべき。

- モデル定款において、商号、事業目的、発行可能株式総数等を自由記載とすることは、当面やむを得ない。ただし、そのような内容であれば公証人レベルの者が審査を行う必要があるかどうかは疑問。仮に専門性を持つ者の審査が必要であるならば、もう少し身近な司法書士、行政書士といった有資格者が行うということもあるだろうし、そういった方策をもう少し広めに選択肢として示していく必要があるのではないかな。
- 近年はA I等の技術も発達しているため、そういった技術を駆使して、審査自体を自動化することも視野に入れるべき。民間事業者の技術・サービスを審査の過程に盛り込むことで、審査の効率化、迅速化が図られ、その結果、定款認証の手数料も低減していけるのではないかな。
- 発起人の真意の確認については、そもそも公証人による面前確認がシステムとして完全なものなのか疑問。定款を用意した者について本人確認さえできれば、その本人の法人を設立しようという姿勢が示されていることになるので、その時点で発起人に実質的な設立意思があると考えべき。
- 中間案では、観点①、観点②から複合的に審査して、違法・不当な会社設立のリスクが低いと認められる場合には面前確認手続を省略可能とすべきではないかとの記載がある。これを仮に導入する場合、そのリスク判断は公証人が行うとのことだが、安易にリスクの低いものを面前確認手続の対象として拾い上げることはないようにすべき。
- リスクの判断に人の目を通すとなると、その基準や判断に要する時間にばらつきが生じる可能性がある。その一方で、定款認証には公証人法で定める法務局の管轄区域という地理的な制約がある。ゆえにこれを除去し、公的機関を設立するなり公証人の協力を得るなりして全国の案件を特定の場所で集中的に審査できる仕組みを構築していくべき。そのような環境で定款認証の専門人材を育成し、ベストプラクティスを横展開していければ良いのではないかな。
- リスクの判断を定型化していくことができれば、それは公証人の負担軽減、省力化につながっていくことになるので、定型化が実現した際には、定款の認証手数料の低減を図っていくべき。
- 定款に記載された情報や、中間案の観点②における質問に対する回答が蓄積され、データベース化された際には、リスク判定も容易に、自動的に判別できるようになるので、そういったことも想定して検討を進めるべき。その先には、A I技術等をプロセスに盛り込んで、公証人の面前確認そのものを置き換えていくことも考えていくべき。

- ・ 定款認証における発起人の本人確認については、中間案にあるとおり、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本としていくことに賛成。

【③一般社団法人スタートアップエコシステム協会代表理事・藤本あゆみ氏】

- ・ スタートアップを支援し、スタートアップのエコシステムを活性化していくためには、エコシステムプレイヤーと呼ばれる、スタートアップを含む事業者、政府等が連携していくことが必要。スタートアップの育成に当たっては、スタートアップを中心に置きながら、スタートアップがどうすれば簡単に設立できるか、より早く成長できる仕組みを作ることができるかが議論されがちだが、どちらかといえば、エコシステムを構成する一者としてスタートアップはあるべき。スタートアップのためだけに何かを整備したり、何かを優遇したりしすぎる必要はないが、スタートアップがより成長していくために、他の機関等とも連携しながら、相互に健全な形を作ることが非常に重要。
- ・ スタートアップエコシステムは、国内だけではなく、海外での設立も見据えた動きが活発になっている。海外にいる者が日本でスタートアップを起業したいと考えたときには、海外における起業環境と比較した上で、日本が選ばれるか選ばれないかというところに来ているのが現状。スタートアップを過度に優遇する必要はないが、海外の起業を巡る現状を見た上で、その競争に勝つために日本ではどういった強みを持っていくのか、どのような実績を実現していくのかを考える必要がある。
- ・ 今年の4月から5月にかけて、スタートアップエコシステムの現状を理解するために実態調査を実施し、エコシステムプレイヤー約300社（うち半数以上がスタートアップ）から回答を得た。定款認証だけが会社設立の阻害要因となっているわけではなく、資金調達のほか、営業や事業提携、組織づくりの部分でスタートアップが困難さを覚えているという結果が出ている。
- ・ 様々な政府・自治体にスタートアップの支援プログラムがあるが、ほとんど活用されていないのが実態。定款認証については、これまでも迅速化・簡素化に向けた運用の見直しをしていただいているが、実態としてスタートアップに伝わっていない。今回の検討に関しても、この見直しでどのように良くなるのか、それをどういうふうに使ってほしいのかということを、スタートアップとしてより早く成長を目指したいと考える起業家にしっかりと届くようにしていただきたい。
- ・ スタートアップからは、とにかく手続が複雑であり、その複雑さを乗り越えて初めて会社として事業ができるという前提条件を突きつけられていると感じる、という声を聞く。複雑な手続も、会社というハコが悪用されないために重要であるという意見もあると思うが、それだけではない施策も構築してい

くべき。また、デジタル技術の活用は、これからスタートアップをスタートしていく起業家にとっては非常に馴染みが深いものになるので、属人的になっている審査を、デジタル技術の活用によって、より迅速に、安全に、確実にやることが求められる。

- ・ スタートアップからは、とにかく手続が多いと指摘する声が多くある。「今までそうだったから」や、「流れとしてこれが必要だったので」というマインドによって、改善のポイントを逃したり、機会を逃してしまったりしていることがあるということは、認識をいただきたい。
- ・ 実現・改善することでスタートアップの成長に寄与すると考えるものは何か、という質問に対しては、199社中、77社のスタートアップが「定款認証の簡略化」を選択している（複数選択可）。これは、もう一度自分がスタートアップを設立しようと考えたときに、どういう点が改善されていたらより成長につながると思うか、という聞き方をしている。定款認証は、初めて設立する者や、設立しても数回までという者が多い中で、高度な文章力を問われるなど、今まで培ってきたスキルや、事業を行う上で真に必要ではないスキルを問われているところに、すごく違和感があるという声を受けている。
- ・ スタートアップの技術やサービスというのは、今までにないものを作るケースが多い。それを説明するときに、公証人が、それは聞いたことがない、それは判断できない、詳しくは分からないけれども手続上の問題はないので通す、といったことが行われていると聞く。全ての公証人が一律に同じレベルの専門性を身につけるのは難しいと思うので、例えばスタートアップ専門の窓口を設置する、公証人とは別に専門性を持った者がサポートするなど、新しい技術に対する理解と迅速な対応の両方を実現することが望ましい。その実現の難しさは理解しているので、今後の検討事項として含めていただきたい。
- ・ 中間案の「モデル定款イメージ」については、過不足のない内容になっている。一方で、文章だけを見ると難しさが残っており、スタートアップフレンドリーになっていない印象を受けるので、モデル定款を作成するシステム等の中で、内容の説明を含めた理解を深めるための機能を付加する等、利用者をサポートする形を提案したい。文章を作ろうと思ったときに、ゼロから文章を書くのではなく、AIのサポートを得ながら作成することが多くなっている中で、手続はすべて自分でやるべき、という現代から乖離する前提条件があることを懸念。モデル定款も分かりやすいように作っていただいているとは思いますが、それでも知識がないと回答できない事項や、それを理解した上で会社を作りなさいという前提条件が存在することによって、設立のしづらさが残ってしまう。特にスタートアップは、民間事業者の会社設立ツールを活用することが当たり前になっているので、API連携によってそれを活用できる体制が

組めれば良いと思う。

- 本人確認の場面においてマイナンバーカードを活用することは賛成。デジタル化によって情報をしっかり連携・活用することで、属人的な審査ではカバーできないものをカバーしていくという方向性は大賛成であり、スタートアップも、デジタル化を望む声が多くあるので、そういったところを積極的に実装、活用していくべき。

以上